

防災計画書

- 1 条 区民の安全を守り、安心して暮らせる町づくりを推進する
- 2 条 防災本部を（仮称）細野一区公民館におく。
 - 1 本部長に区長をあてるものとする
 - 2 本部員は区役員をもってあてるものとする
 - 3 任期は各役員の任期と同一とする
- 3 条 防災本部は地震・台風・噴火災害等に遅滞なく対応するものとする。
- 4 条 防災本部に自主防災組織を編成する
 - 1 自主防災組織は別図 1 のとおりとする
 - 2 自主防災組織に庶務班をもうけ組織の運営にあたり、本部長を補佐するものとする
 - 3 庶務班の長は副区長をもって充てるものとする
 - 4 班員に区役員を当て、地区を 7 班にわけ地区班長を兼務するものとする
 - 4 自主防災組織を本部自主防災組織と地区自主防災組織にわけ、以下本部防、地区防と呼称する
- 5 条 本部防に一区機動部隊と炊き出し班をおくものとする
 - 1 一区機動部隊は本部長の命により活動し、地区防の支援および指導にあたるものとする
 - 2 炊き出し班は本部長の命により、食料の調達にあたり、被災者等の支援にあたるものとする
- 6 条 地区防に以下の組織を作るものとする
 - 1 消火班
 - 2 救助・救急班
 - 3 避難誘導班
 - 4 情報連絡員
 - 5 編成者は各組長とし、地区防の指揮、指導にあたるものとする
- 7 条 本部長は必要に応じて以下の項目を実施するものとする
 - 1 防災会議の開催
 - 2 各種防災訓練の実施

8 条 防災訓練は以下のとおりとする

- 1 総合防災訓練 = 2つ以上の訓練を同時に行う場合をいう。
- 2 部分訓練 = 消火訓練・応急救護訓練等個別の訓練をいう
- 3 防災講話

9 条 本部長は防災担当を決め、防災資機材等の管理に当たらせるものとする
本部員は防災担当に協力し機材の管理にあたるものとする

10 条 災害弱者等に対する災害時の対応について

- 1 災害時には、各組長は災害弱者の状況把握に努め本部長に必要な応じて報告するものとする。
- 2 各班長は災害時には各組長と連絡を密にし状況把握に努めること。
- 3 庶務班長は民生委員と連絡をとり合い、異常を察知した場合は班員に必要な処置を取らせること。